

4月1日から税証明等申請時の本人確認方法が変わります!

市では、多くの個人情報に記載されている税証明などの不正取得を防止し、個人情報保護の徹底を図るため、原則として印鑑押印を廃止し、平成21年4月1日から運転免許証などの「本人確認書類」の提示方法に、変更します。

◆窓口で提示していただく申請者の【本人確認書類】は、以下のA・Bのどちらかです。

A 官公署が発行した身分証明書(顔写真入り) 1点以上
運転免許証、住民基本台帳カード(顔写真入り)、パスポートなど

B 本人名義のもので本人に交付された書類(顔写真なし) 2点以上
健康保険証、生活保護受給者証、各種年金証書、民間企業の社員証、納税通知書など

*書類Bの場合、1点以上は住所、生年月日が確認できるもの。

○本人等が請求し、本人等又は代理人が窓口に来られる場合

窓口に来られる方	【本人確認書類】及び添付書類等
個人 本人等 ※本人又は本人と同一世帯の人	◎【本人確認書類】の提示(原本) ※同一世帯者の請求に関しては、委任状は必要ありません。
個人 代理人	◎本人直筆の委任状(印鑑押印は不要)(原本) ◎代理人の【本人確認書類】の提示(原本) ※資産証明で物件指定のない申請の場合は、所有者本人の【本人確認書類】(原本)も必要となります。
法人の代表者 または従業員	◎従来どおり、原則として法人代表者印の押印が必要です。 ◎窓口に来られる方の【本人確認書類】が必要です。

お問い合わせ
税制課 862-9942

アクセスしよう那覇市ホームページ

那覇市 検索サイトで

アドレスで暮らしの情報「市民便利帳」がリニューアル

<http://www.city.naha.okinawa.jp/>



図1 暮らしの情報～市民便利帳～

「なかなか市役所に行く時間がつくれない」、「この手続きはどの窓口で取り扱っているの?」、こんな時は、那覇市ホームページを利用してみませんか? 那覇市ホームページでは、子育てや環境など、様々な市民サービス情報はもちろん、体育館などの公共施設の利用予約や、市立図書館

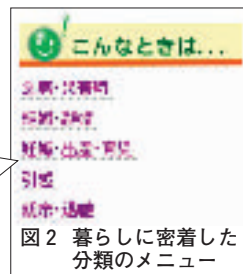


図2 暮らしに密着した分類のメニュー

「本の検索・予約などのインターネットサービスも提供しています。」
更に今年1月、市民サー

窓口での本人確認にご協力を

平成20年5月1日の住民基本台帳法および戸籍法の改正により、市民課および各支所の窓口では、住所変更届・戸籍届・証明発行の際に、ご来庁者の本人確認を行っています。

運転免許証などご本人確認書類(下記参照)の提示のお願いのほか、本人確認のためのご質問をさせていただくこともありますが、個人情報の保護と不正取得防止のために、市民のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

◆本人確認をする届出と申請

- 戸籍届(婚姻届、協議離婚届等)
- 住民異動届(転入、転出、転居、世帯変更)
- 国民健康保険関係届
- 住民票の写しや戸籍に関する証明書の交付申請
- その他諸証明の交付申請

◆本人確認書類

- 1点の提示でよいもの: 運転免許証、パスポート、顔写真付住基カードなど 官公署発行の顔写真付証明書
 - 2点以上の提示が必要なもの: 各種健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、社員証、学生証など
- 注) 印鑑登録証明の交付申請は、条例により印鑑登録証の提示が必要です。運転免許証などでご本人を確認できても、印鑑登録証の提示がないと交付を受けることができません。

◆代理人の場合は「委任状」が必要です。

代理人が諸証明の交付申請や住所変更手続きを行う場合は、依頼者本人が作成(自署)した「委任状」が必要です。ご家族であっても、別世帯の方や婚姻等で戸籍が別になっている場合は、代理人となりますので、ご注意ください。

その他詳しい内容やご不明な点は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

市民課 ☎862-3274 真和志支所 ☎832-8231 首里支所 ☎884-4312
小禄支所 ☎857-0086 市民サービスセンター ☎951-3205

注) 市民サービスセンターは、証明発行のみで住所変更・戸籍届出などは受付できません。

委任状の記入例

委任状

代理人 住所 ○○○○○○○○○○○○
氏名 ○○○ ○○○

私は、上記代理人に、戸籍抄本の交付申請及び受領を委任します。

本籍 那覇市○○○○○○○○○○○
筆頭者 ○○○ ○○○
必要な人 ○○○ ○○○
生年月日 昭和○○年○○月○○日
使用目的 パスポート申請
平成○○年○○月○○日

委任者 住所 ○○○○○○○○○○
氏名 ○○○ ○○○ 印
連絡先 090-○○○○-○○○○

お問い合わせ
秘書広報課

☎862-9942

◆開設日

3月28日(土)、29日(日)、
4月4日(土)、5日(日)

4 出生、婚姻届等の戸籍
3 印鑑登録
2 住民異動届(転入・転出・転居等)とそれに伴う手続き、国民健康保険・国民年金の加入・喪失に関する届の受付

お問い合わせ 市民課
☎862-3274

**3月28日(土)から4月5日(日)までの
土曜日・日曜日に本庁市民課窓口を臨時開設します**

本庁市民課では、入学、転勤などで3月下旬から4月上旬にかけて窓口が大変混みあうため、次の土曜日・日曜日は窓口を臨時に開設します。どうぞご利用ください。

●開設時間
9時から17時まで

●業務内容
1 住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍証明等の交付
2 住民異動届(転入・転出・転居等)とそれに伴う手続き、国民健康保険・国民年金の加入・喪失に関する届の受付

*他機関への照会などが必要な業務については、お取り扱い出来ない場合がありますので、ご了承ください。

毎月1日、20日はノーマイカーデーです。おでかけにはなるべくバス・タクシー・モノレールをご利用ください。

I ♥ FFX

外為どっとコム